ニュージーランドの緊急事態管理法の強化

ニュージーランドは、洪水、山火事、感染症大流行、地震、ライフライン故障など、災害を引き起こす可能性のあるさまざまな危険に曝されています。国として、過去の緊急事態から学び、災害に対する回復力を強化する必要があります。

政府は、ニュージーランドが緊急事態のリスクを管理する方法を強化し、最新にするために、今年後半に新法案を審議する予定です。新法案は、2002 年民間防衛緊急事態管理法（以下「CDEM法」という）に代わるものになります。

この過程の一環として、国家緊急事態管理庁（NEMA）は、法案の提案書に記載されている課題と対応策について皆様のご意見を伺いたいと考えています。皆様からのフィードバックは、NEMA が新法案の内容に関して政府に助言する際に役立ちます。

**意見公募の手続き**

提案書全文と意見投書方法の詳細について、下記のNEMAウェブサイトをご参照ください。

**[緊急事態管理法に関する意見公募](https://www.civildefence.govt.nz/emergency-management-bill)**

意見公募は **2025年5月13日 午後5時に終了します**。

***CDEM法は何をするのですか?***

CDEM法は以下を規定しています。

* 緊急管理の役割と責任を持つ政府機関、地方自治体、緊急通報受理機関、ライフライン公共事業（電力網など）
* 緊急事態が発生したときに人々を守り、その結果を管理するために運用できる一時的な権限
* 国家および地方の緊急事態管理計画の要件
* 規定や法律以外の文書を通じて、緊急事態管理に関するより詳細な要件と基準を設定する権限

***なぜ法改正が必要なのでしょうか?***

サイクロン・ガブリエル後の調査およびその他の検討により、CDEM法および現地での緊急事態管理への取り組みに改善が必要であることが明らかになりました。

政府は、新法案を制定するとともに、法律以外の改善（研修など）を実施することで、調査や検討内容に応じることを計画しています。この取り組みにおいて政府が重視すべき領域に関する詳細について、下記のNEMAウェブサイトをご参照ください。

[**災害に対する回復力と緊急事態管理の強化**](https://www.civildefence.govt.nz/strengthening-disaster-resilience-and-emergency-management)

政府が提案する新法案の目的とそれに関連する課題点の概要は以下のとおりです。また、目標 1 の課題に対処するための対応策の概要も記載しています。これは、各コミュニティーにとって特に関係するものになると考えられるためです。

|  |
| --- |
| *目標 1: 地域社会とマオリ部族（イウィ）の参画を強化する* |

緊急事態管理においては、全員が役割を果たす必要があります。それは災害発生前、発生中、発生後にかかわらず必要になります。

政府は、各コミュニティーが公式の緊急システムと並行して行動できる仕組みとして、緊急事態管理に対する社会全体のアプローチを実現したいと考えています。

これは、地域にある各コミュニティーの多様なニーズをよく理解した緊急管理システムを持つことを意味し、結果として他より悪い状況に直面する可能性のあるコミュニティーについてその理解が特に必要になります。また、緊急事態の前、最中、そして後に、マオリ・イウィ、コミュニティーグループ、企業、ボランティアおよびその他の組織にある専門知識とリソースを活用できるシステムを持つことも意味します。

この目標において検討されている課題と対応策は次のとおりです。

1. **人々と各コミュニティーの多様なニーズへの対応**

対応策には次のものがあります。

1. それぞれのニーズや利害に基づいて、各コミュニティーグループに緊急事態管理に関してよりカスタマイズされた情報を提供する。
2. 地方自治体の緊急事態管理計画において、緊急事態によって不均衡な影響を受ける可能性のある人々のニーズを考慮することを必要とする。
3. NEMAの長官が、不均衡な影響を受けたコミュニティの代表者と協議し、国としての計画を作成する際にその情報を提供することを必要とする。
4. **緊急事態管理におけるマオリ・イウィの参画の実現および強化**

対応策には次のものがあります。

1. 計画、ガイダンス、その他の政策設定におけるマオリ・イウィの役割を考慮する。
2. 地方自治体の緊急事態管理に関する意思決定機関にマオリ・イウィの代表者出席を必要とする。
3. 緊急事態管理計画の策定中に地方自治体がマオリ・イウィとの協力を必要とする。
4. NEMAの長官が、国家計画策定に役立てるためにマオリの利害と知識に関する助言を求めるのを必要とする。
5. **緊急事態管理における各コミュニティーの参画の実現および強化**

対応策には次のものがあります。

1. コミュニティグループにより良い情報とガイダンスを提供する。
2. 地方自治体の緊急事態管理計画に、一般市民からの援助の申し出をどのように管理するかを明記するのを必要とする。
3. **緊急事態において、市民、企業および各コミュニティーが最初に応答することが多いことの認識**

対応策には次のものがあります。

1. 緊急事態において誠意を持って行動する人に対して、より強力な法的保護を提供する。
2. 緊急事態管理当局から任務を与えられた場合、特定の状況下で人件費の補償を可能とする。

|  |
| --- |
| *目標 2: 国家、地域、地方レベルで説明責任を含み、明確な責任とを規定する* |

緊急事態管理においては、さまざまな組織が役割と責任を担っています。これらの役割と責任は、CDEM 法およびその他の立法文書に規定されています。

政府は、誰が何を行うのか、組織がどのように連携するのか、そしてCDEM法に基づいて法的責任を負う人の説明責任が明確になるようにしたいと考えています。

この目標において検討されている課題は次のとおりです。

1. **「緊急事態」として宣言されていない場合も含め、緊急事態に対する全体的な運用対応の明確な指示系統と管理**
2. **緊急管理に対して、地域における指揮と連携の強化（役割と責任と説明責任の明確化および実践の強化による）**
3. **緊急事態管理計画を最新の状態に維持**

|  |
| --- |
| *目標 3: 緊急事態管理の最低基準の向上を可能にする* |

多くの危険は地方自治体によって管理されており、緊急事態管理の対応策は地域社会の知識と独自の状況に基づいて行われます。

このアプローチは強みではあるが、政府はニュージーランド全土の人々にとって良い結果が得られることを確実にしたいと考えています。

この目標において検討されている課題は次のとおりです。

1. **全国の要件を設定し、個人または組織が法的責任を果たせなかった場合の実践における課題を監視し、対処する能力の強化**
2. **地方自治体レベルでの災害リスク管理の強化**
3. **緊急事態中および緊急事態後のマオリの財産（タオンガ）、その他の文化遺産、動物（ペット、使役動物、家畜、野生動物を含む）への配慮の強化**

|  |
| --- |
| *目標 4: 重要機能への混乱を最小限に抑える* |

人々の幸福は、基本的な需要を満たし、安全を守り、通常の生活を送れるようにする基礎的な機能に依存しています。何か問題が起きるまで、電気や通信、司法制度といった機能にどれほど依存しているか気づかないことが多いです。

政府は、緊急事態がこれらの機能に与える影響を最小限に抑え、地域社会が通常通り機能し続けるか、できるだけ早く通常の状態に戻ることができるようにしたいと考えています。

この目標において検討されている課題は次のとおりです。

1. **より広範なライフラインを基礎的なものとして認識し、計画を強化し、協力と情報共有の障壁を減らすなどにより、基礎的な機能を提供するライフラインへの混乱の軽減**
2. **重要な機能を提供するすべての政府機関が、緊急事態においてこれらの機能の中断を最小限に抑える方法を検討することの確立**

|  |
| --- |
| *目標 5: 緊急事態が発生したときに適切な権限を行使できる* |

緊急事態が宣言されている間、または復興の初期段階において、CDEM 法は生命や財産へのリスクに対処したり緊急事態の深刻さを低減したりするために一時的な権限を行使できるように許可する法律です。

政府は、これらの緊急権限を許可する過程と、誰がそれを行使できるかが目的に合致していることを確保したいと考えています。

この目標において検討されている課題は次のとおりです。

1. **閉鎖された道路やその他の制限区域へのアクセスの安全な管理**
2. **適切な人の地方レベルでの緊急権限行使の確立**
3. **電子署名を使用するなど、緊急事態宣言の効率的かつ効果的な実施**
4. **誰が地域の緊急事態を宣言するかの明確化**

***ご意見をお聞かせください***

提案書に記載されている課題と対応策は暫定的なものに過ぎません。新法案の内容に関する助言を提供するために、以下の点について皆様のご意見をお聞かせください。

* 課題はよく説明されているか
* 対応策のメリットまたはリスク（特に希望する対応策がある場合、その理由も聞かせてください）
* 新しいアイデアや代替案など

ご意見を投稿するには、当庁のウェブサイトにある投稿テンプレートをご利用して頂くか、または[**EmergencyManagementBill@nema.govt.nz**](mailto:EmergencyManagementBill@nema.govt.nz) までメールで投稿してください。

[**緊急事態管理法に関する意見公募**](https://www.civildefence.govt.nz/emergency-management-bill)

投稿は英語またはマオリ語でお願いします。ご意見は、他の政府機関と共有されたり、当庁のウェブサイトで公開されたり、公的情報法の要請に応じて共有されたりする場合があります。共有されたくない情報（名前など）を提供する場合は、投稿時に添付する電子メールにその旨を明記し、非公開にしたい部分とその理由を記載してください。

緊急事態に備えて、ご自身とコミュニティが何ができるかの詳細について、下記のウェブページをご参照ください。 [**https://getready.govt.nz/**](https://getready.govt.nz/)